

知的財産推進計画 2024（案）について

2024年4月26日

委員 林いづみ（弁護士知財ネット理事長）

先約会議のため、本日の構想委員会への参加が叶わないため、書面にて意見を申し上げます。

まず、本年度の知的財産推進計画 2024（案）は、冒頭の【基本認識】（1.5頁）を含め、課題認識と施策の方向性を簡潔に整理されており、こうした的確、秀逸な簡潔さは読者の理解に役立つものと存じます。以下、2点、付言します。

1. インターネット上の海賊版・模倣品被害は深刻さを増しています。

各国と協調して透明性確保や第三者評価などの予防措置を講じていくと同時に、日本においてもインターネット空間上の違法行為の被害に対する実効性ある救済措置、例えば、インターネット上で媒介者・仲介者となる事業者に対して、本人確認義務や、被害申告を受けた後の侵害状態除去義務を講じること等につき、適正手続の観点を踏まえつつ具体的かつ実質的な議論を進めることを期待しております。

2. 安全保障にかかる技術の流出防止、研究者の転退職時の知財の取り扱い、人材育成・流動化、国際標準の獲得競争、データ流通・利活用環境の整備、中小企業・地域・農林水産分野の知財活用強化、今秋施行のフリーランス新法等を踏まえたフリーランスのクリエイター支援、コンテンツ制作における取引適正化、国際展開の強化などなど、知的財産推進計画 2024 記載の各施策を具体化する上では、日本社会においても契約の高度化（実質的な契約交渉をして書面契約を締結する）が必須です。

こうした日本全国のリーガルニーズに答えるため、2005年に日本弁護士連合会から創立した「弁護士知財ネット」では、全国の会員弁護士が、知財法に限らない契約全般の支援を、今後も続けてまいります。

以上